



山形県公報

平成19年2月9日(金)
第1814号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                  |     |
|----------------------------------|------------------|-----|
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....           | (健康福祉企画課)        | 122 |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....           | (同)              | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....        | (同)              | 同   |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... | (置賜総合支庁福祉課)      | 123 |
| 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更.....    | (森林課)            | 同   |
| 道路の区域の変更.....                    | (村山総合支庁西村山総務建築課) | 124 |
| 県道の供用の開始.....                    | (同)              | 125 |
| 道路の区域の変更.....                    | (最上総合支庁建設総務課)    | 同   |
| 同.....                           | (同)              | 同   |
| 同.....                           | (同)              | 126 |
| 同.....                           | (同)              | 同   |
| 同.....                           | (同)              | 同   |
| 同.....                           | (同)              | 127 |
| 同.....                           | (同)              | 同   |
| 県道の供用の開始.....                    | (同)              | 同   |
| 同.....                           | (同)              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                    | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) | 128 |
| 県道の供用の開始.....                    | (同)              | 同   |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                          |   |
|------------------------------------------|---|
| 山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程..... | 同 |
|------------------------------------------|---|

### 公 告

|                                    |               |     |
|------------------------------------|---------------|-----|
| 平成18年度2等陸士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... | (市町村課)        | 130 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....          | (最上総合支庁企画振興課) | 同   |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....            | (置賜総合支庁企画振興課) | 131 |
| 大規模小売店舗の新設の届出.....                 | (商業経済交流課)     | 同   |
| 同.....                             | (同)           | 132 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....                 | (同)           | 133 |
| 一般競争入札の公告.....                     | (病院事業局)       | 134 |

### 正 誤

## 告 示

## 山形県告示第103号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 開設者   | 指定施術機関の所在地             | 指定年月日     |
|-----------|-------|------------------------|-----------|
| はやかわ接骨院   | 早川 金  | 東田川郡三川町大字押切新田字街道表62番地2 | 平成19.1.11 |
| 杏林堂鍼灸治療所  | 渡邊 洋井 | 鶴岡市本町二丁目5番15号          | 同 1.12    |

## 山形県告示第104号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び訪問看護ステーション等の名称   | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関及び訪問看護ステーション等の所在地 | 指定年月日    |
|--------------------------|------------------|-------------------------|----------|
| 社団法人酒田地区医師会訪問看護ステーションスワン | 介護予防訪問看護         | 酒田市本町三丁目11番40号          | 平成19.1.4 |
| フラワ－小姓町                  | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 山形市小姓町7番15号             | 同 1.15   |
| ほっとデイサービスセンター水晶館         | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 東根市温泉町一丁目15番10号         | 同        |

## 山形県告示第105号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ホームケア荘内酒田店  
酒田市下安町15-6
- 届出の内容

| 指定介護機関の所在地     |            | 変更年月日      |
|----------------|------------|------------|
| 変更前            | 変更後        |            |
| 酒田市亀ヶ崎三丁目1番10号 | 酒田市下安町15-6 | 平成19年1月15日 |

## 山形県告示第106号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                                | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日    |
|--------------------------------------|--------------------------------------------|----------------|----------|
| 社会福祉法人山形県手をつなぐ親の会<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | 栄光園障害者短期入所事業所<br>米沢市万世町梓山5493番地の1          | 短期入所           | 平成19.2.1 |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号    | 梓園短期入所事業所<br>米沢市大字三沢26100番地の14             | 同              | 同        |
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番21号         | 児童デイサービス「虹の子」<br>米沢市太田町四丁目900番地            | 児童デイサービス       | 同        |
| 社会福祉法人米沢市社会福祉協議会<br>米沢市西大通町一丁目5番60号  | 米沢市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション<br>米沢市西大通町一丁目5番60号 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同        |

## 山形県告示第107号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5第1項の規定により指定した松くい虫に係る高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更した。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 高度公益機能森林の区域

| 市町村  | 区 域(林班等)                              | 面積(ha) | 保 全 目 的                  |
|------|---------------------------------------|--------|--------------------------|
| 山形市  | 1~7, 10, 24~26, 28, 92, 93, 150, 大字山寺 | 50     | 観光地、景勝地としての風致機能          |
| 上山市  | 179, 199, 206                         | 14     | 土砂流出防備・崩壊防備機能            |
| 天童市  | 39                                    | 12     | 保健・休養機能                  |
| 山辺町  | 5ろ小班                                  | 7      | 土砂流出防備・崩壊防備、保健機能         |
| 寒河江市 | 11に小班                                 | 15     | 保健・休養機能                  |
| 河北町  | 4い小班, 5い、ろ、は小班                        | 15     | 保健・休養機能                  |
| 大江町  | 11, 12                                | 42     | 保健・休養機能                  |
| 村山市  | 31に小班, 2                              | 32     | 保健・休養、干害防備機能             |
| 尾花沢市 | 45い小班                                 | 9      | 観光地、景勝地としての風致機能          |
| 舟形町  | 8                                     | 4      | 土砂流出防備・崩壊防備、保健・休養、干害防備機能 |
| 米沢市  | 2ろ、に、ほ、と、ち小班, 3い、ろ、は、に小班, 4           | 54     | 保健・休養、土砂崩壊防備機能           |

|     |                                         |       |                                      |
|-----|-----------------------------------------|-------|--------------------------------------|
| 南陽市 | 179, 180                                | 14    | 保健・休養機能                              |
| 高島町 | 30ろ小班                                   | 29    | 水源のかん養機能<br>観光地、景勝地としての風致機能          |
| 川西町 | 2                                       | 24    | 保健・休養機能                              |
| 白鷹町 | 42い、ろ小班, 56                             | 44    | 保健・休養機能                              |
| 鶴岡市 | 1, 151~164<br>旧羽黒町4                     | 159   | 海岸部の飛砂防備・防風機能<br>観光地、景勝地としての風致機能     |
| 酒田市 | 1, 2, 5~41, 57<br>旧松山町 12ろ小班, 13, 14は小班 | 712   | 海岸部の飛砂防備・防風機能<br>土砂流出防備・崩壊防備、保健・休養機能 |
| 遊佐町 | 19は小班, 20, 53~57, 87~101,<br>字西浜        | 562   | 海岸部の飛砂防備・防風機能                        |
| 合計  |                                         | 1,798 |                                      |

## 2 被害拡大防止森林の区域

| 市町村 | 区 域(林班等)                   | 面積(ha) |
|-----|----------------------------|--------|
| 上山市 | 179ろ小班, 221                | 1      |
| 天童市 | 42                         | 5      |
| 山辺町 | 2, 6, 7ろ、は小班, 8い、ろ、<br>は小班 | 40     |
| 村山市 | 34, 35                     | 29     |
| 高島町 | 10~13                      | 45     |
| 川西町 | 3                          | 30     |
| 合計  |                            | 150    |

## 山形県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間            | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|--------------------------------|--------------|------|-----------------------|-------------|
| 西村山郡朝日町大字大船木字大船木沢600番19から<br>同 | 字タテノ山597番2まで | 旧    | 26.5メートル<br>と<br>4.6  | メートル<br>193 |
| 同                              | 上            | 新    | 40.2メートル<br>と<br>14.8 | 同上          |

## 山形県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大船木字大船木沢600番19から  
同 字タテノ山597番2まで
- 3 供用開始の期日 平成19年2月9日

## 山形県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                        | 間             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|--------------------------|---------------|------|-----------------------|------------|
| 新庄市大字鳥越字新町後1001番3から<br>同 | 金沢字金沢町2490番まで | 旧    | 26.0メートル<br>と<br>12.5 | メートル<br>43 |
| 同                        | 上             | 新    | 26.0メートル<br>と<br>12.5 | 同上         |

## 山形県告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 最上小野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                         | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|---------------------------|---------|------|-----------------------|-------------|
| 最上郡最上町大字満沢字中村315番1から<br>同 | 256番1まで | 旧    | 8.7メートル<br>と<br>4.8   | メートル<br>393 |
| 同                         | 上       | 新    | 29.0メートル<br>と<br>14.2 | メートル<br>398 |

## 山形県告示第112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 砂子沢小又釜淵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間               | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|----------------------------------|-----------------|------|----------------------|-------------|
| 最上郡真室川町大字川ノ内字小松倉山79林班る5小班から<br>同 | 字小松倉山79林班る4小班まで | 旧    | 25.0メートル<br>↓<br>6.0 | メートル<br>382 |
| 同                                | 上               | 新    | 76.0メートル<br>↓<br>9.0 | 同上          |

## 山形県告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤坂真室川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|-----------------------------|---------|------|----------------------|-------------|
| 最上郡真室川町大字新町字小林979番81から<br>同 | 778番2まで | 旧    | 7.4メートル<br>↓<br>6.2  | メートル<br>200 |
| 同                           | 上       | 新    | 12.9メートル<br>↓<br>6.2 | 同上          |

## 山形県告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                         | 間      | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|---------------------------|--------|------|----------------------|-------------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字芦沢925番1から<br>同 | 595番まで | 旧    | 6.6メートル<br>↓<br>3.4  | メートル<br>180 |
| 同                         | 上      | 新    | 15.4メートル<br>↓<br>3.4 | 同上          |

## 山形県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長         |
|------------------------------------|---|------|----------------------|------------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字丸森580番1から<br>同 3552番7まで |   | 旧    | 10.0メートル<br>と<br>6.8 | メートル<br>94 |
| 同                                  | 上 | 新    | 20.6メートル<br>と<br>8.6 | 同上         |

## 山形県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|--------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字田ノ沢951番4から<br>同 3909番10まで |   | 旧    | 18.0メートル<br>と<br>4.0  | メートル<br>170 |
| 同                                    | 上 | 新    | 20.0メートル<br>と<br>13.5 | メートル<br>180 |

## 山形県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字鳥越字新町後1001番3から  
同 金沢字金沢町2490番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年2月9日

## 山形県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字芦沢925番1から  
同 595番まで

## 3 供用開始の期日 平成19年2月9日

## 山形県告示第119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長者原下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|-----------------------------------|------|------------------|------------|
| 西置賜郡小国町大字片貝国有林111林班い小班から<br>同 上まで | 旧    | 28.2メートル<br>16.4 | メートル<br>37 |
| 同 上                               | 新    | 30.6メートル<br>23.2 | 同 上        |

## 山形県告示第120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成19年2月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 長者原下新田線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字片貝国有林111林班い小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成13年4月1日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成19年2月9日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## 山形県選挙管理委員会告示第12号

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、委員会等に係る手続等(法令又は条例等(条例及び委員会等の規程をいう。以下同じ。)に基づくもの以外のものを含む。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年12月県条例第62号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会等 山形県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)又はこれに置かれる機関をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名



であって当該電子署名を行った者に係る電子証明書とともに送信されるものをいう。

(3) 電子証明書 次に掲げるもの(委員会等の使用に係る電子計算機から検証できるものに限る。)をいう。

イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書

ハ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)

ニ 申請等を行う者又は委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であって、委員会が適当と認めるもの(電子情報処理組織による申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他委員会等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機(委員会が定める技術的基準に適合するものに限る。以下同じ。)から入力してこれを送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等(以下「添付書類」という。)に記載されている事項又は記載すべきこととされている事項(前項に掲げるものを除く。以下「添付書類記載事項」という。)を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信し、添付書類記載事項が記録された磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を提出し、又は添付書類記載事項が記載された書面等若しくは添付書類を提出しなければならない。ただし、添付書類のうち委員会が定めるものについては、当該添付書類を提出しなければならない。

3 第1項の申請等のうち氏名又は名称を明らかにする必要があるものとして委員会が定めるものを行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行わなければならない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せて提出する必要があるものを含む。)について、第1項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 第1項の申請等を行う者は、第7条第1項の規定により電子署名を送信するときは、添付書類のうち委員会が定めるものに記載されている事項又は記載すべきこととされている事項の送信及び当該事項が記載された書面等の提出を省略することができる。

6 委員会等は、第1項の申請等を行う者が添付書類記載事項を送信したときは、当該添付書類記載事項の確認のために必要な限度において、添付書類を提出させることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 委員会等は、前条第1項の申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを求めるときを除き、条例第4条第1項の規定により当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 委員会等は、前項の処分通知等を行うときは、条例等の規定により当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 委員会等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他委員会等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 委員会等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法若しくは委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 委員会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行

うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。ただし、第3条第1項の規定により入力した事項により氏名又は名称が明らかとなる手続等で委員会が定めるものについては、当該措置を省略することができる。

2 条例第4条第4項及び第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等)

第8条 委員会等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。

2 委員会等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに關し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

## 公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 募集期間等

| 募 集 種 目              | 募集期間                           | 試 験 期 日       | 試 験 の 概 要                    | 試 験 場 の 位 置 | 試 験 場 の 名 称 | 採用時期                  |
|----------------------|--------------------------------|---------------|------------------------------|-------------|-------------|-----------------------|
| 2等陸士(男子)<br>2等空士(男子) | 平成19年<br>2月9日<br>から同月<br>23日まで | 平成19年3月<br>3日 | 筆記試験<br>口述試験<br>適性検査<br>身体検査 | 東根市         | 陸上自衛隊神町駐屯地  | 平成19年<br>3月又は<br>同年4月 |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部(電話023(622)0711)、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課(電話023(630)2075)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 申請のあった年月日

平成19年1月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 すぎのこハウス

(2) 代表者の氏名

山科 香代子

(3) 主たる事務所の所在地

新庄市十日町1400 - 4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ利用者に対して障害福祉サービスを行うことにより、仲間と共に活動する喜びを見出し、個性を尊重しながら、お互いに助け合い、日常生活の自立、集団生活に適應できる能力、作業能力を伸ばしていく。また、地域の人々や健常者との交流を積極的に図りながら障害者への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年1月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 置賜のぞみ会

(2) 代表者の氏名

安部 昭二

(3) 主たる事務所の所在地

長井市栄町1番1 - 1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神疾患を患い回復途上にありながら、社会適応力などがまだ充分でない障害者に対し、作業所等において、自立生活支援及び社会復帰支援、またそれらに対する研修・啓蒙に関する事業を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年6月9日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークタウン嶋 第1ブロック

山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地60街区61街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興

株式会社高崎戸田書店 群馬県高崎市下小島町421番地

代表取締役 古川 泰明

大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

代表取締役 梶本 六夫

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
 代表取締役 大高 善興  
 株式会社高崎戸田書店 群馬県高崎市下小鳥町421番地  
 代表取締役 古川 泰明  
 株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号  
 代表取締役社長 鶴羽 樹  
 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
 代表取締役社長 矢野 博丈  
 その他は未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成19年9月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 4,985平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 (1) 駐車場の収容台数 760台(第2ブロックと合計)  
 (2) 駐輪場の収容台数 143台  
 (3) 荷さばき施設の面積 255平方メートル  
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 25立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 イ 株式会社ヨークベニマル 午前9時 午後11時  
 ロ 株式会社高崎戸田書店 午前10時 午後11時  
 ハ 株式会社ツルハ 午前10時 午後10時  
 ニ 株式会社大創産業 午前10時 午後10時  
 ホ その他の小売業者 午前10時 午後10時  
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時45分から午後11時15分まで  
 (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 12か所(第2ブロックと合計)  
 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後8時30分まで
- 8 届出年月日  
 平成19年1月19日
- 9 その他  
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年6月9日までに知事に提出することができる。
- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)  
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年6月9日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークタウン嶋 第2ブロック

山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地59街区

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年9月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,990平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 760台(第1ブロックとの合計)
  - (2) 駐輪場の収容台数 172台
  - (3) 荷さばき施設の面積 156平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 42立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時45分から午後11時15分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
12か所(第1ブロックとの合計)
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後8時30分まで
- 8 届出年月日  
平成19年1月19日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年6月9日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成19年6月9日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コープなかのくち  
酒田市東栄町10番37号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
専務理事 松本 政裕
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称            | 住 所            | 代表者の氏名 |
|----------------|----------------|--------|
| 生活協同組合共立社      | 鶴岡市宝田一丁目3番23号  | 松本政裕   |
| 有限会社 木村屋       | 鶴岡市山王町9番25号    | 吉野隆一   |
| ロイヤルネットワーク株式会社 | 酒田市新橋一丁目4番地の10 | 仲條啓三   |
| 有限会社 カフェフード    | 酒田市下安町10番地5    | 本間昇介   |
| 有限会社 名和屋商店     | 酒田市相生町二丁目3番15号 | 伊藤博    |

(変更後)

| 名 称            | 住 所            | 代表者の氏名 |
|----------------|----------------|--------|
| 生活協同組合共立社      | 鶴岡市宝田一丁目3番23号  | 松本政裕   |
| 有限会社 木村屋       | 鶴岡市山王町9番25号    | 吉野隆一   |
| ロイヤルネットワーク株式会社 | 酒田市新橋一丁目4番地の10 | 仲條啓三   |
| 有限会社 カフェフード    | 酒田市下安町10番地5    | 本間昇介   |

4 変更年月日

平成19年1月20日

5 届出年月日

平成19年1月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年6月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月9日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)

- (2) 年間調達予定数量 1,110キロリットル
- (3) 納入期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成19年1月30日付け山形県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課 電話番号0233(22)5525

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (4) 詳細については入札説明書による。

### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 1,110kl
- (2) Time-limit for tender : 1:30P.M. March 27, 2007
- (3) Contact point for the notice : Medical Management Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行 | 誤           | 正            |
|------------|-----------|-----|---|-------------|--------------|
| 平成18. 6.13 | 第1749号    | 903 | 8 | 同 下川字松葉55番地 | 同 下川字関根158番地 |

平成19年2月9日印刷  
平成19年2月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056